



発行 新潟県

第79号

平成29年10月13日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

- 41 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び新潟県恩給給与細則の一部を改正する規則
(総務事務センター)

告 示

- 1126 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定(福祉保健課)
1127 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届(福祉保健課)
1128 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届(福祉保健課)
1129 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の辞退届(福祉保健課)
1130 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
1131 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
1132 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課)
1133 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課)
1134 産業立地促進地域の指定(産業立地課)
1135 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の業務の廃止(食品・流通課)
1136 保安林の指定解除(治山課)
1137 保安林の指定解除(治山課)
1138 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
1139 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
1140 公共測量の実施通知(監理課)
1141 建設業法による許可の取消し(監理課)
1142 電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路管理課)

公 告

- 新潟県准看護師試験の実施(医師・看護職員確保対策課)
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況(出納局管理課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
一般競争入札の実施(病院局総務課)

教育委員会訓令

- 10 新潟県教育委員会職員服務規程の一部改正(教育庁総務課)
11 新潟県立学校職員服務規程等の一部改正(高等学校教育課)

規 則

新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び新潟県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月13日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第41号

新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び新潟県恩給給与細則の一部を改正する規則
(新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和32年新潟県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(未給付金の受給手続)</p> <p>第42条 年金を受ける者が死亡したため、遺族又は相続人において、その生存中に係る未給付金の支給を受けようとするときは、おおむね別紙第36号様式に準じて未給付金の請求書を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 請求者の<u>戸籍の謄本又は抄本</u>(死亡した年金権者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 請求者が遺族以外の相続人であるときは、相続人であることを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書(第1号の<u>戸籍の謄本又は抄本</u>により相続人であることが顕著であるときは、この限りでない。)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(未給付金の受給手続)</p> <p>第42条 年金を受ける者が死亡したため、遺族又は相続人において、その生存中に係る未給付金の支給を受けようとするときは、おおむね別紙第36号様式に準じて未給付金の請求書を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 請求者の<u>戸籍謄本</u>(死亡した年金権者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 請求者が遺族以外の相続人であるときは、相続人であることを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書(第1号の<u>戸籍謄本</u>により相続人であることが顕著であるときは、この限りでない。)</p> <p>2 (略)</p>

(新潟県恩給給与細則の一部改正)

第2条 新潟県恩給給与細則(昭和32年新潟県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(未給与金の受給手続)</p> <p>第6条 恩給を受ける者が死亡したため、遺族又は相続人において、その生存中に係る未給与金の支給を受けようとするときは、別紙第5号様式に準じて未給与金の請求書を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 請求者の<u>戸籍の謄本又は抄本</u>(死亡した恩給権者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 請求者が遺族以外の相続人であるときは、相続人であることを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書(第1号の<u>戸籍の謄本又は抄本</u>により相続人であることが顕著であるときは、この限りでない。)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(未給与金の受給手続)</p> <p>第6条 恩給を受ける者が死亡したため、遺族又は相続人において、その生存中に係る未給与金の支給を受けようとするときは、別紙第5号様式に準じて未給与金の請求書を作成し、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 請求者の<u>戸籍謄本</u>(死亡した恩給権者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 請求者が遺族以外の相続人であるときは、相続人であることを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書(第1号の<u>戸籍謄本</u>により相続人であることが顕著であるときは、この限りでない。)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第1126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成29年10月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山井医院	長岡市今朝白2-8-8	平成29年9月1日
医療法人社団 市川医院	長岡市山田2-4-13	平成29年9月1日
医療法人社団 じゅん脳外科・内科	長岡市泉2丁目4-1	平成29年9月1日
医療法人社団 畠山医院	上越市大和2丁目8番11号	平成29年9月1日
医療法人社団 小山医院	上越市大潟区四ツ屋浜686番地	平成29年9月1日
おおしま眼科	上越市東雲町2-6-22	平成29年9月1日
大手町歯科医院	上越市大手町3-26	平成29年9月1日
医療法人社団 さいとう小児科	三条市石上2-15-35	平成29年9月1日
医療法人社団 近藤歯科医院	三条市島田2-7-18	平成29年9月1日
小林歯科クリニック	三条市荒町2-22-17	平成29年8月1日
西本成寺調剤薬局	三条市西本成寺1-38-46	平成29年9月28日
クスリのアオキ興野薬局	三条市興野二丁目8番22号	平成29年8月15日
医療法人社団 たむら脳外科クリニック	柏崎市柳田町7-31	平成29年9月1日
有限会社 中村本町薬局	柏崎市東本町1-10-8	平成29年9月27日
クスリのアオキ松美薬局	柏崎市松美二丁目2番27号	平成29年9月1日
医療法人社団 熊倉医院	新発田市大栄町2丁目2番20号	平成29年9月1日
あい薬局 舟入町店	新発田市舟入町2丁目5番8号	平成29年9月1日

池田内科医院	小千谷市城内2丁目6番5号	平成29年9月27日
野沢歯科医院	小千谷市栄町9-7	平成29年6月11日
城内薬局	小千谷市城内2丁目6-5	平成29年9月27日
新潟県立加茂病院	加茂市青海町1丁目9-1	平成29年7月20日
医療法人社団 皆川小児科医院	加茂市神明町2-7-9	平成29年9月1日
はしもと小児科	見附市上新田町449-7	平成29年9月1日
おたべ医院	村上市石原4-7	平成29年9月3日
医療法人社団 ひまわり内科	糸魚川市東寺町1丁目4番6号	平成29年9月1日
さわた歯科医院	南魚沼市浦佐1137 USビル1F	平成29年9月1日
黒川診療所(医科)	胎内市栗木野新田107番地1	平成29年9月1日
黒川診療所(歯科)	胎内市栗木野新田107番地1	平成29年9月1日
黒川診療所歯科分室	胎内市黒川1410番地	平成29年9月1日

◎新潟県告示第1127号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年10月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
小木出張診療所	佐渡市小木1949-1番地	平成29年5月31日
あべ内科クリニック	長岡市鉄工町一丁目1番40号	平成29年8月1日
齊藤外科内科医院	長岡市千歳3丁目2-29	平成29年8月1日
にのみや内科クリニック	加茂市新栄町4番1号	平成29年7月31日
大郷町調剤薬局	加茂市大郷町1-13-2	平成29年6月13日
有限会社 やまえ薬局	糸魚川市大字田海5713	平成29年7月1日

◎新潟県告示第1128号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに

永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年10月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
ファーコス薬局 ひだまり	三条市本町5 丁目3-25	名称 変更	ひだまり薬局	ファーコス薬局 ひだまり	平成29年8月1日
アイン薬局 高 田店	上越市とよば 2番地	名称 変更	にいがた調剤薬 局 高田	アイン薬局 高 田店	平成29年8月1日
アイン薬局 吉 田店	燕市吉田大保 町28-11	名称 変更	にいがた調剤薬 局 吉田	アイン薬局 吉 田店	平成29年8月1日

◎新潟県告示第1129号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第51条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり辞退の届出があった。

平成29年10月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
やまざき歯科医院	見附市本町2-2-7 山崎ビ ル2F	平成29年9月28日

◎新潟県告示第1130号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成29年10月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	担 当 する 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
大手薬局嵐南店	見附市昭和町2丁目21番21号	育成医療・更生医療	平成29年10月1日

◎新潟県告示第1131号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年10月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	住 所	担 当 する 医 療 の 種 類	廃 止 年 月 日
コアラ薬局	燕市佐渡字浦田243-1	育成医療・更生医療	平成29年8月31日
元気印薬局	燕市東太田字杉名田 6837番地	育成医療・更生医療	平成29年8月31日

◎新潟県告示第1132号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年10月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
就労継続支援A型	self-A・つばさ上越	上越市本町3丁目2-28	株式会社 つばさ	平成29年10月1日
短期入所	りょうつ寮	佐渡市両津湊100番地	社会福祉法人 佐渡福祉会	平成29年10月1日
短期入所	コスモス活動所	阿賀野市中央町二丁目17番15号	社会福祉法人 皆幸希福祉会	平成29年10月1日
生活介護	コスモス活動所	阿賀野市中央町二丁目17番15号	社会福祉法人 皆幸希福祉会	平成29年10月1日

◎新潟県告示第1133号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年10月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	コスモス活動所	阿賀野市中央町二丁目17番15号	社会福祉法人 皆幸希福祉会	平成29年10月1日
放課後等デイサービス	障害児者生活支援センターかけはし	魚沼市吉田1144	社会福祉法人 魚沼更生福祉会	平成29年10月1日

◎新潟県告示第1134号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年10月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
須田第二工業団地(第7期)	加茂市大字北潟字五反場の一部	平成29年10月5日

◎新潟県告示第1135号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第8項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の業務の休止（廃止）の届出があった。

平成29年10月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

地域登録検査機関の名称	株式会社村田商店精米センター
代 表 者 氏 名	代表取締役 村田 貴
主たる事務所の所在地	新潟県長岡市長町一丁目1664番地丁
休 止 又 は 廃 止 の 別	廃止
休止の期間（廃止年月日）	平成29年10月13日
休止（廃止）しようとする業務	国内産農産物 品位等検査

◎新潟県告示第1136号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年10月13日

新潟県長岡地域振興局長

1 解除に係る保安林の所在場所

新潟県柏崎市北園町字長磯2639の6・字大西517の63・栄町2639の5（以上3筆について次の図の示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県長岡地域振興局農林振興部及び柏崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1137号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年10月13日

新潟県長岡地域振興局長

1 解除に係る保安林の所在場所

新潟県柏崎市北園町字長磯2639の6・字大西517の63・栄町2639の5（以上3筆について次の図の示す部分に限る。）、栄町字大西517の28

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県長岡地域振興局農林振興部及び柏崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1138号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の谷浜土地改良区の定款の変更を平成29年10月4日認可した。

平成29年10月13日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第1139号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、東蒲原郡阿賀町の一部を受益地域とする県営豊川地区農業用道路整備（一般農道整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年10月16日から平成29年11月13日まで

3 縦覧に供する場所

阿賀町役場

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1140号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局三国川ダム管理所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年10月13日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(2級基準点測量) 2点
- 2 作業期間 平成29年9月20日から平成29年12月31日まで
- 3 作業地域 南魚沼市清水瀬

◎新潟県告示第1141号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成29年10月13日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 処分をした年月日 平成29年8月9日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ジーエルワークス
加藤 由輝
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区天ヶ沢517番地
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第41858号
- 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成29年8月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年8月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社高村建設
高村 義行
 - 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市天野沢459番地
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第18594号
 - 5 処分の内容 管工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実

平成29年8月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年8月23日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社萱場建築店
萱場 修一
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区山田町1丁目3959
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第3447号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年8月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年8月23日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
小木工業株式会社
小木 一晴
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区山二ツ715番地3
- 4 許可番号 新潟県知事許可(特-27)第2950号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年8月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年8月22日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新道建設有限会社
菊地 一郎
- 3 主たる営業所の所在地
佐渡市羽茂大橋1639-3
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第30012号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年8月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年8月17日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社朝日工務店
鈴木 広光
- 3 主たる営業所の所在地
村上市中原4000-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第20666号
- 5 処分の内容 大工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年8月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年8月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社豊栄自動車
高橋 美枝子
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区嘉山3丁目1番1号
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44506号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年8月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年8月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社I'sDESIGN HOME
渡邊 幸夫
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区上近江4丁目2番20号
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43236号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年8月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年8月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
宮川建設株式会社
宮川 薫
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市柿崎区馬正面1145-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第40500号
 - 5 処分の内容 建築工事業、電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年8月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年8月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
松井組
松井 正明
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市曲淵2丁目21番52号
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第21222号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
-

6 処分の原因となった事実

平成29年8月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年9月12日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

荒城工務店

荒城 健次郎

3 主たる営業所の所在地

柏崎市西山町別山24-4

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第9190号

5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年8月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年9月4日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

松弘

本山 薫

3 主たる営業所の所在地

燕市水道町4-17-8

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44831号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年9月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年9月19日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社志登屋工業

古島 重一

3 主たる営業所の所在地

新潟市西蒲区善光寺907番地

4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第5022号

5 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年9月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年9月19日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社エステー工事

曾我 勇一

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区明石1丁目7番1号新潟芙蓉コモンズ1階

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-28)第15400号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年9月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年8月31日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社犀潟鉄工所
伊倉 成章
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大潟区犀潟420番地
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第45136号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年8月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年9月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社W. W. S
濁川 孝雄
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大字黒田516番地1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第44367号
 - 5 処分の内容 舗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年9月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年9月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社ウッドテック青木
青木 芳朗
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区蕨曾根3-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第26256号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年9月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年9月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名

岩崎建設株式会社

岩崎 博文

3 主たる営業所の所在地

佐渡市橋1659番地

4 許可番号 新潟県知事許可（般特一27）第44730号

5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年9月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第1142号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成29年10月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

路線名	区間	左右の別	延長(m)
県道上小沢上越妙高停車場線	上越市大和一丁目29番1から 同市大和一丁目29番11まで	右	10m
	上越市大和一丁目33番4から 同市大和一丁目27番1まで	左	10m

公 告

新潟県准看護師試験の実施について（公告）

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、第65回新潟県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成29年10月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 試験日時

平成30年2月18日（日）

午後1時から午後3時30分まで

2 試験場所

新潟県庁

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 試験方法

筆記試験（マークシート方式）

5 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者

(1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成30年3月6日（火）午後5時まで（必着）に卒業証明書を提出できる者を含む）

(2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成30年3月6日（火）午後5時まで（必着）に卒業証明書を提出できる者を含む）

(3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成30年3月6日（火）午後5時まで（必着）に卒業証明書を提出できる者を含む）

(4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成30年3月6日（火）午後5時まで（必着）に卒業証明書を提出できる者を含む）

- (5) 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を取得した者で、厚生労働大臣が上記(3)及び(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者
- (6) 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は原則として外国において看護師免許を受けた者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、新潟県知事が適当と認められた者
- 6 提出書類
- (1) 受験願書等
- (2) 受験資格を証明する書類
- ア 5の受験資格(1)から(4)までに該当する者が提出する書類
学校養成所の卒業証明書、又は卒業見込の場合は、卒業見込証明書(卒業又は卒業見込年月日が明示してあること)
ただし、卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成30年2月16日(金)午後5時まで(必着)に卒業証明書、又は卒業判定証明書のいずれかを提出すること。
なお、卒業判定証明書を提出した者にあつては、平成30年3月6日(火)午後5時まで(必着)に卒業証明書を提出すること。指定された日までに卒業証明書の提出がなされなかったときは受験資格がないものとみなし、当該受験を無効とする。
- イ 5の受験資格(5)又は(6)に該当する者が提出する書類
当該事実を証明する書類の写し(要原本提示)
- (3) 写真
縦4.5センチメートル横3.5センチメートル正面上半身(出願前6か月以内に脱帽して撮影)のものを、その裏面に学校養成所名(既卒者は卒業した学校養成所名)及び氏名を記入し、写真台帳に貼ること。
なお、提出に当たっては、次のいずれかの方法により、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けたものであること。
ア 卒業、又は在籍している学校養成所において証明を受けるとともに、写真に学校養成所の刻印を受ける。
イ 受験者本人が担当課において、写真の貼ってある身分証明書等(運転免許証、学生証等)を提示し、受験者本人である確認を受ける。
- 7 受験手数料 6,900円
- 8 受験願書の受付期間
平成30年1月4日(木)から平成30年1月15日(月)まで
郵送の場合は簡易書留とし、平成30年1月15日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 9 受験願書の提出先及び試験に関する問い合わせ先
新潟県福祉保健部医師・看護職員確保対策課看護職員確保・育成係(新潟県庁行政庁舎12階)
住所 〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
電話 025-280-5178(直通)
- 10 合格発表
- (1) 平成30年3月8日(木)午前10時から、新潟県庁行政庁舎1階広報展示室前掲示板及び新潟県のホームページに、合格者の受験番号を掲示して発表する(電話等による照会には応じない)。
- (2) 合格発表後、受験者には結果を郵送する(合格者には合格証書を郵送する)。
- (3) 試験結果の開示
- ア 内容
個人の総合得点
- イ 方法
受験票により本人であることを確認後、本人に限り開示する。
- ウ 期間
平成30年3月8日(木)から4月6日(金)の午前9時から午後5時まで
(ただし、3月8日(木)は午前10時からとし、土曜日、日曜日、祝日は除く)

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について(公告)

「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成11年6月新潟県告示第1221号)8の規定により、平成29年7月から9月までの苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

平成29年10月13日

新潟県知事 米山 隆一

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、全自動分割分包機について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年10月13日

新潟県立柿崎病院長 太田 求磨

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

全自動分割分包機 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年1月31日（水）

(4) 納入場所

新潟県立柿崎病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 949-3216

新潟県上越市柿崎区柿崎6412番地1

新潟県立柿崎病院経営課

電話番号 025-536-3131 内線113

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成29年10月20日（金）午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成29年10月25日（水）午前11時00分

新潟県立柿崎病院 リハビリ室3

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者である場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県

病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立柿崎病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、生体情報モニタリングシステムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

平成29年10月13日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

生体情報モニタリングシステム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年3月30日(金)

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に記載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
平成29年11月15日(水)午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
平成29年11月22日(水)午前10時00分
新潟県立新発田病院 5階大会議室
- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (9) その他
 - ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - イ 詳細は入札説明書による。
- 6 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Biological information monitoring system: 1 unit
 - (2) Deadline for bid submission:
10:00A.M. November 22, 2017
 - (3) For more information, please contact the following division in Japanese:
Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata hospital
*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata
〒957-8588
JAPAN
TEL 0254-22-3121 Ext.2516

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第10号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会職員服務規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月13日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式の3（第10条の2関係） （略） 育児休業承認請求書 （略） 注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本、<u>住民票の写し</u>、母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し、<u>養子縁組届受理証明書</u>、<u>家庭裁判所等が発行する事件係属証明書</u>、<u>児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等</u>）又はその写しを添付すること。 2～4 （略） （略）</p> <p>第6号様式の4（第10条の2関係） 部分休業承認請求書 （略） 注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本、<u>住民票の写し</u>、母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し、<u>養子縁組届受理証明書</u>、<u>家庭裁判所等が発行する事件係属証明書</u>、<u>児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等</u>）又はその写しを添付すること。 2 （略） （略）</p> <p>第6号様式の6（第10条の2関係） （略） 育児短時間勤務承認請求書 （略） 注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本、<u>住民票の写し</u>、母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し、<u>養子縁組届受理証明書</u>、<u>家庭裁判所等が発行する事件係</u></p>	<p>第6号様式の3（第10条の2関係） （略） 育児休業承認請求書 （略） 注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し）を添付すること。 2～4 （略） （略）</p> <p>第6号様式の4（第10条の2関係） 部分休業承認請求書 （略） 注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し）を添付すること。 2 （略） （略）</p> <p>第6号様式の6（第10条の2関係） （略） 育児短時間勤務承認請求書 （略） 注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し）を添付すること。</p>

<p>属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等) <u>又はその写し</u>を添付すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第6号様式の9 (第10条の2関係)</p> <p>(略)</p> <p>自己啓発等休業承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 大学等課程への入学又は国際貢献活動への参加を証明する書類(合格通知、大学等が発行する入学証明書、独立行政法人国際協力機構が発行する証明書等) <u>又はその写し</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第6号様式の11 (第10条の2関係)</p> <p>(略)</p> <p>配偶者同行休業承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 配偶者との婚姻関係等の事実を証明する書類(戸籍又は住民票の謄本又は抄本等) <u>又はその写し</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>2～5 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第6号様式の9 (第10条の2関係)</p> <p>(略)</p> <p>自己啓発等休業承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 大学等課程への入学又は国際貢献活動への参加を証明する書類(合格通知、大学等が発行する入学証明書、独立行政法人国際協力機構が発行する証明書等)</p> <p>ウ (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(略)</p> <p>第6号様式の11 (第10条の2関係)</p> <p>(略)</p> <p>配偶者同行休業承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 配偶者との婚姻関係等の事実を証明する書類(戸籍又は住民票の謄本又は抄本等)</p> <p>ウ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p>
--	---

◎新潟県教育委員会訓令第11号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県立学校職員服務規程（平成24年8月新潟県教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月13日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第12号様式（第13条関係） （略） 教職員の育児休業について（副申） （略） 添付書類 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本、<u>住民票の写し</u>、母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し、<u>養子縁組届受理証明書</u>、<u>家庭裁判所等が発行する事件係属証明書</u>、<u>児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等</u>）<u>又はその写し</u>を添付すること。</p> <p>（略）</p> <p>第13号様式（第13条関係） 部分休業承認請求書 （略） 添付書類 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本、<u>住民票の写し</u>、母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し、<u>養子縁組届受理証明書</u>、<u>家庭裁判所等が発行する事件係属証明書</u>、<u>児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等</u>）<u>又はその写し</u>を添付すること。</p> <p>注 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合又は請求時間が正規の勤務時間の始め若しくは終わりでない場合は、その内容、理由等を備考欄に記入すること。</p>	<p>第12号様式（第13条） （略） 教職員の育児休業について（副申） （略） 添付書類 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し）を添付すること。</p> <p>（略）</p> <p>第13号様式（第13条関係） 部分休業承認請求書 （略） 添付書類 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し）を添付すること。</p> <p>注 1 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合又は請求時間が正規の勤務時間の始め若しくは終わりでない場合は、その内容、理由等を備考欄に記入すること。</p> <p>2 <u>部分休業の承認が職員の申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。</u></p>

第15号様式 (第13条関係)

(略)

育児短時間勤務承認請求書

(略)

注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本、住民票の写し、母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し、養子縁組届受理証明書、家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等）又はその写しを添付すること。

2～5 (略)

第18号様式 (第13条関係)

(略)

自己啓発等休業承認申請書

(略)

注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。

ア (略)

イ 大学等課程への入学又は国際貢献活動への参加を証明する書類（合格通知、大学等が発行する入学証明書、独立行政法人国際協力機構が発行する証明書等）又はその写し

ウ (略)

2～6 (略)

第20号様式 (第13条関係)

(略)

配偶者同行休業承認申請書

(略)

注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。

ア (略)

イ 配偶者との婚姻関係等の事実を証明する書類（戸籍又は住民票の謄本又は抄本等）又はその写し

ウ (略)

2～3 (略)

第15号様式 (第13条関係)

(略)

育児短時間勤務承認請求書

(略)

注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し）を添付すること。

2～5 (略)

第18号様式 (第13条関係)

(略)

自己啓発等休業承認申請書

(略)

(注) 1 この申請書には、次の書類を添付すること。

ア (略)

イ 大学等課程への入学又は国際貢献活動への参加を証明する書類（合格通知、大学等が発行する入学証明書、独立行政法人国際協力機構が発行する証明書等）

ウ (略)

2～6 (略)

第20号様式 (第13条関係)

(略)

配偶者同行休業承認申請書

(略)

注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。

ア (略)

イ 配偶者との婚姻関係等の事実を証明する書類（戸籍又は住民票の謄本又は抄本等）

ウ (略)

2～3 (略)